「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況のポイント

今般発表分の主な進捗内容(11月中旬~12月中旬の進捗)

平成23年12月16日 原子力災害対策本部

本格的な除染に向けた取組

・警戒区域や計画的避難区域等に指定されている12市町村において、様々な条件での除染を面的に行う除染モデル実証事業を実施中。11月18日以降、実施区域等の調整が整った、大熊町、田村町、川内村、葛尾村、富岡町、川俣町、楢葉町(12月15日時点)において順次作業を開始。

<主な実施項目>

- ・除染技術による除染効果・費用・除去物の種類と発生量の確認(新技術の開発 については、別途実証実験を実施しているところ)
- ・作業者の被ばく線量と作業所要時間の確認
- ・安全な仮置き方法、モニタリング方法の確認

【除染モデル実証事業で適用する除染技術の例】



高圧洗浄



芝生の除染



剥離剤

・来年1月以降に環境省の直轄事業として開始される本格的な除染活動の拠点となる 楢葉町、富岡町、浪江町、飯舘村の役場の除染などを自衛隊が環境省等の協力を得 て、開始した(12月7日)。

【自衛隊による除染活動の様子】



飯館村役場における側溝の汚泥除去



浪江町役場における側溝の汚泥除去



避難者への支援 (一時立入りの実施)

- ・警戒区域内への<u>二巡目の一時立入り</u>については、住民の方々の要望を踏まえ、従来のバス方式と併せてマイカー方式による立入りを実施し、<u>12月4日に終了</u>した。 ※二巡目の一時立入りの実績(9月19日~12月4日)
 - 21. 267世帯(うちマイカーによる立入世帯数: 20. 211世帯)
- ・12月7日からは、一巡目の際に持ち出すことができなかった方や、2台目を持ち出したい方からの要望に対応するため、二巡目の車両持ち出しを実施中(12月15日時点で、396世帯、377台の持ち出しを実施。年内めどで終了予定)。

特定避難勧奨地点の設定

・11月25日に、特定避難勧奨地点について、伊達市内で13地点(15世帯)を 追加指定(計117地点(128世帯))、南相馬市内で20地点(22世帯)を 追加指定(計142地点(153世帯))した。

長期的な健康管理

・「県民健康管理調査」の先行調査地域(川俣町(山木屋地区)、浪江町、飯舘村)の住民の方うち、1,589名(放射線業務従事者を除く)の事故後4ヶ月間の推計累積外部被ばく線量は、1ミリシーベルト未満が62.8%、5ミリシーベルト未満が97.4%、10ミリシーベルト未満が99.7%であり、最大が14.5ミリシーベルトであった。

地域活力の再生・復興策の検討

- ・12月7日に、規制・手続の特例、税・財政・金融上の支援をワンストップで講じる東日本大震災復興特別区域法が成立。
- ・12月9日に、復興庁設置法が成立。来年3月11日までに設置することとした。

原子力被災者への賠償

自主的避難者及び滞在者に係る損害について、原子力損害賠償紛争審査会が、中立、公正な立場から検討し、事故との相当因果関係が認められる損害の範囲や損害額の目安を示した指針(中間指針追補)を策定(12月6日)。